

給実甲第1241号

平成30年2月1日

人事院事務総長

給実甲第1019号の一部改正について（通知）

給実甲第1019号（地域手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成30年4月1日以降は、これによってください。

記

給与法第11条の3並びに規則9—49第2条及び附則第2条関係第2項を削り、同関係第1項の項番号を削り、同関係を給与法第11条の3関係とする。

給与法第11条の5及び規則9—49附則第3条関係第2項を削り、同関係第1項の項番号を削り、同関係を給与法第11条の5関係とする。

給与法第11条の7第1項関係第1項中「給与法」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）」に改め、同関係第2項第2号中「規則9—49」を「人事院規則9—49（地域手当）（以下「規則9—49」という。）」に改める。

以 上